

平成29年度 社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会

事業計画

社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会

## 目 次

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 組織運営方針	1
4. 理事会の開催	1
5. 評議員会の開催	1
6. 監事による監査	1
7. 職員研修	1
8. 防災計画	2
9. 中土佐町第2期地域福祉計画（平成29年3月策定）の実施	2
I. 権利擁護支援センター事業	2
II. 成年後見制度の法人後見受任事業	2
III. 地域福祉の拠点「あったかふれあいセンター」の活用	2
10. 社会福祉協議会による地域福祉の推進	3
(1) 社会福祉協議会の活動体制の強化	3
11. 生活困窮者自立相談支援事業	4
12. 社会福祉協議会の基盤整備・強化	4
(1) 会員加入促進	4
(2) 財源確保と適正管理運用	4
13. 企画・広報事業	4
(1) 社協だよりの発行	4
(2) ホームページの有効活用	5
14. 地域生活支援事業	5
・福祉用具貸出事業	5
15. 心配ごと相談	5
16. 福祉教育・ボランティア活動	5
(1) 福祉教育・ボランティア活動、地域福祉の推進事業の実施	5
(2) ボランティアセンター機能の推進	5
(3) 災害ボランティアセンター体制強化	5
17. 共同募金及び歳末たすけあい事業	5
(1) 赤い羽根共同募金配分金事業	5
(2) 歳末たすけあい配分金事業	6
18. 生活福祉資金貸付事業	6
19. 小口福祉資金貸付事業	6
20. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	6
21. 福祉団体等の活動支援	7
(1) 民生委員児童委員協議会	7
(2) 老人クラブ連合会	7
(3) 障害者協議会	7
22. 大野見保健福祉センター管理業務事業	7
23. 中土佐町受託事業	7
(1) 寝具類洗濯乾燥、消毒サービス事業	7
(2) 日常生活援助サービス事業	8
(3) 要援護高齢者等入浴サービス事業	8
(4) 中土佐町認知症施策総合推進事業（認知症サポーター活動の推進）	8
(5) 中土佐町養育支援訪問事業	8
24. 介護保険関連サービス事業	9
(1) 訪問介護事業所	9
(2) 通所介護事業所	9
(3) 訪問入浴介護事業所	10
(4) 指定居宅介護支援事業所	11
25. 障害者総合支援法（旧障害者自立支援事業）関連事業	11
(1) 障害者地域生活支援事業	11
・中土佐町地域活動支援センター「つどい処」	11
(2) 障害者相談支援事業	12
・中土佐町相談支援事業所	12
(3) 指定就労継続支援B型事業所「鯉乃國の萬屋」	13

## 平成29年度 事業計画

中土佐町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、中土佐町社会福祉協議会は、町民の皆さん、関係機関・団体の皆さん、行政とともに諸事業を積極的に遂行してまいります

### 1. 経営理念

本会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進します

### 2. 経営方針

- ① 住民主体の地域福祉活動をすすめ、福祉社会の実現をめざします
- ② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現をめざします
- ③ 中土佐町との連携のもと、地域に根ざした総合的なサービス・支援体制の展開をすすめます
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みをすすめます

### 3. 組織運営方針

本会は、公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、経営理念と経営方針に基づき、地域福祉の推進を目的に組織運営をしていきます

- ① 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たしていきます
- ② 事業の展開にあたって、住民参加を徹底していきます
- ③ 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営に努めます
- ④ 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守していきます

### 4. 理事会の開催

開催時期	主 な 議 題
平成29年 5 月	平成28年度の事業報告及び決算報告について
平成30年 3 月	平成30年度の事業計画及び当初予算について

### 5. 評議員会の開催

開催時期	主 な 議 題
平成29年 6 月	平成28年度の事業報告及び決算報告について
平成30年 3 月	平成30年度の事業計画及び当初予算について

上記のほか、定款に定められた議決事項及び重要な事項を審議するため、随時理事会及び評議員会を開催する。

### 6. 監事による監査

- (1) 定款第22条に定める監査を行うほか、必要に応じて監査を行う  
事業報告及び決算監査 …………… 5 月  
業務及び財産の状況調査 …………… 随時
- (2) 研修会への参加（高知県社会福祉協議会「福祉研修センター」）

### 7. 職員研修

職員の資質向上のため研修会、研究会、他施設の視察見学等への参加を促進するとともに、介護福祉士、ケアマネージャー、社会福祉士、精神保健福祉士等の各資格取

得について研修等への参加機会を多く提供し、取得へ向けて取りやすい環境を整える。  
また、研修への参加を行いながら、自己研鑽に努め、職員の資質向上を図ることにより、本会の組織の体制整備の充実強化を図る。

## 8. 防災計画

- (1) 消防署立会の消防訓練の実施
- (2) 避難誘導訓練の実施
- (3) 初期活動計画の作成

## 9. 中土佐町第2期地域福祉計画（平成29年3月策定）の実施

社会福祉協議会として、自助・共助・公助が必要に応じて効果的に機能することをめざし、地域福祉の連携体制づくり、地域での見守り、支え合い活動の体制づくり、住民のふれあい、生きがいつくりを進めるとともに「福祉のまちづくり」を推進していく。

また、「中土佐町第2期地域福祉計画」の実践に伴い、地域の見守り活動や相談支援活動を継続して検証しながら、地域の特性に応じた地域の見守り支援体制や専門機関との連携を図る仕組みを中土佐町とともに住民、事業者、社協、行政が協働のまちづくりを目指した取り組みを進めていく。

目標Ⅰ 全ての世代にわたって相談しやすい安心のまち、中土佐町をつくります

目標Ⅱ 「あったかふれあいセンター」の機能の充実とともに、住民主体の支え合う地域づくりを進めます

目標Ⅲ 地域で自分らしく暮らすことのできるために、包括で、包摂的な支援を地域ネットワークづくりとして進めます

基本理念 「協働でつくる 誇りのもてるまち」

めざすまちの姿 「安心して 誰もが 地域で自分らしく暮らすことのできるまち」

### I. 権利擁護支援センター運営事業…………… 中土佐町受託事業

中土佐町では、高齢化率だけでなく独居高齢者世帯や高齢者世帯の割合も高く、高齢者や障害者の成年後見制度利用も徐々に増加していることから、判断能力が低下するなどの弱い立場に置かれがちな人への支援が求められている。そのため、地域福祉の重点課題である「権利擁護の推進」に向け、行政と地域内の多様な関係機関・関係者に欠かせない協働の推進を図るために中土佐町が設置する「権利擁護支援センター」の運営委託を受けて、円滑な事業の推進を図る。

(事業内容)

- ①職員1名の配置（兼務）
- ②成年後見制度の利用に関する支援
- ③権利擁護に関する広報・啓発
- ④権利擁護に関する関係機関・団体等との連携、調整業務

### II. 成年後見制度の法人後見受任事業

社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方の地域生活を支える日常生活自立支援事業を高知県社会福祉協議会から委託を受けて実施しているが、高齢化の進展、障害がある方の地域生活移行等を背景に、社会福祉協議会の公共性を踏まえ、今後、「市民後見人」という権利擁護活動を担う活動支援への協力、バックアップ機能の役割が期待されている。こうした状況において、社会福祉協議会が法人後見事業の実施に当たって、法人後見事業等の組織体制づくりを行う。

(事業内容)

- ①法人後見事業等を受任する対象者の基準制定
- ②法人後見事業担当職員の教育・研修
- ③利益相反関係の留意
- ④法人後見に係る財源確保のあり方検討
- ⑤権利擁護支援センター等との連携

### III. 地域福祉の拠点「あったかふれあいセンター」の活用…………… 中土佐町受託事業

中土佐町あったかふれあいセンター事業者として「寄り家」及び「まんまる」、「ほのぼの大野見」が相談機能、ボランティアの調整機能等を充分発揮し、地域福祉の拠

点としての役割を担うため中土佐町ともに、継続して事業を推進していく。

① 事業目的

住み慣れた地域で住民誰もがいきいきと安心して暮らし、ともに支え合える仕組みをつくる

② 事業内容

利用者を限定せずに、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用できる地域福祉の拠点をめざす

地域の実情や地域性に合わせた機能の充実を図り、福祉サービスや制度の隙間となる部分への支援を地域、関係機関等と連携し、柔軟に行うとともに、それぞれの地域特性を踏まえ、「めざす姿」の実現に向けた取り組みを地域福祉計画と連動させ確実に推進していく

※必須機能 …… 「つどう」・「訪問」・「相談」・「つなぎ」・「生活支援」

※付加機能 …… 「送迎」・「預かる」・「交わる」・「学ぶ」

③ あったかふれあいセンターの取り組み = 共通事項 =

(ア) あったかふれあいセンター機能の強化と充実

「あったかふれあいセンター」機能（訪問・相談・つなぎ）の強化を図るためのスタッフ研修を取り入れ、3か所の「あったかふれあいセンター」職員のスキルアップと機能の充実を図る。また、新たな担い手発掘と育成を意識した世代間の交流や地域間の交流等も実施し、住民主体の地域福祉の拠点をめざす

(イ) 地域福祉計画の実践

地域アクションプランを通じて「あったかふれあいセンター」の有効活用と地域におけるつながりづくりの再構築を図る

各地域の課題や課題解決に向けた取り組みを地域ふくし活動推進委員と共に考え、継続、発展させていける仕組みをつくる。また、若い世代の地域福祉への巻き込み・担い手育成にも取り組んでいく

(ウ) 地域ふくし活動推進委員会の開催

久礼地域、矢井賀・上ノ加江地域、大野見地域の課題解決に向けて、住民が関係機関と協力しながら取り組み、また、住民同士のつながりを強め地域づくりへ参画することを目的に行う。また、「あったかふれあいセンター」の運営への参画や「地域アクションプラン」の進行管理を行っていく

④ 開所日及び開所時間

◎ 開所日 …… 月曜日から金曜日まで

(ただし、祝祭日及び12月29日から翌1月3日までを除く。)

「寄り家」水曜日は職員会のため午後1時より開所

「まんまる」第3水曜日は定期連絡会のため午後1時より開所

「ほのぼの大野見」職員会等で職員が不在の場合がある

◎ 開所時間 …… 午前9時から午後4時まで

職員研修や他のプログラム等との兼ね合い、また、台風などの影響により開所時間を変更する場合がある

◎ 職員体制 …… 「寄り家」

地域福祉コーディネーター …… 1名

スタッフ …… 2名

「まんまる」

地域福祉コーディネーター …… 1名

スタッフ …… 2名

「ほのぼの大野見」

地域福祉コーディネーター …… 1名

スタッフ …… 2名

10. 社会福祉協議会による地域福祉の推進

(1) 社会福祉協議会の活動体制の強化

地域福祉計画を推進するうえで、本会の活動体制の強化の必要性が明らかになってきており、地域アクションプランの実践から見えてくる課題等を検証しながら、推進に向けての基盤強化等のための「発展・強化計画」を策定していく

(活動体制の強化)

事業企画、実施に伴う事務局の体制強化、職員の資質向上を図ることにより、住民に信頼を得る活動を展開する。

- ① 役職員の研修の実施
- ② 発展・強化計画の策定
- ③ 各関係機関との連携
- ④ 人事管理体制の確立
- ⑤ 職員の健康管理

1 1. 生活困窮者自立相談支援事業

……(平成25年11月から)高知県社会福祉協議会受託事業  
複合的な要因などによって既存の制度のみや自立相談支援機関等では十分に対応できない生活困窮者を受け止め、その人が望む自立した生活を実現するためにどのような支援が必要かを把握・評価し、それに基づき本人主体の支援を行うとともに、地域における適切なサービスや支援をつくりだすなど、生活困窮者の自立に向けた相談支援を継続して行う。

生活困窮者自立相談支援事業の業務内容 職員 …… 2名(兼務)

- ① 生活困窮者が抱える多岐にわたる課題に対し広く相談対応すること
- ② ハローワーク等への同行訪問などの就労を支援すること
- ③ 課題を解決する際に、本人を取り巻く地域の力を強化し、地域づくりを行っていくための社会資源の開発を行うこと
- ④ 課題の解決にあたり、家計相談支援事業や就労準備支援事業等、高知県社会福祉協議会が主体となっていく事業を活用し、対象者に対し適切な支援を行う

1 2. 社会福祉協議会の基盤整備・強化

(1) 会員加入促進

本会の運営に賛同された方に加入をしていただき、より充実した地域福祉活動を推進し、継続する。

個人会員 1口 …… 300円

賛助会員 1口 …… 1,000円

特別会員 1口 …… 5,000円

- ① 賛助・特別会員制度の周知と協力依頼加入促進月 …… 8月
- ② 5月の理事会・評議員会で協力依頼
- ③ 広報等を通じて社協をPRし、一人でも多くの方に会員になってもらえるよう推進していく
- ④ 町内企業等にも社協活動についての理解と賛同を求めていく

(2) 財源確保と適正管理運用

「社会福祉法人会計基準」に基づき、適正な資金管理、運用を行い、事業運営の透明性を確保する。

- ① 住民会費、共同募金、寄付金等の民間財源の確保
- ② 補助事業、委託事業の導入
- ③ 介護保険サービスに係わる介護報酬及び利用料等の適正請求事務及び事業の円滑な運営のための資金管理
- ④ 経理規程の遵守

1 3. 企画・広報事業

(1) 社協だよりの発行

社協事業の紹介、地域福祉の現状報告、様々な福祉活動の紹介、福祉意識の高揚のための啓発に活用する。

- ① 保育園、学校、地域の協力による記事の作成
- ② 発行月 …… 1. 3. 5. 7. 9. 11月(奇数月に配付)
- ③ 地区長の協力を得て全戸配布 …… 3,000世帯
- ④ 関係機関への配布
- ⑤ 福祉情報の提供、福祉事業の紹介
- ⑥ ボランティア活動への参加の呼びかけ

- (2) ホームページの有効活用（開設：平成27年10月29日）  
ホームページを地域福祉の情報提供の一つとして、住民のニーズに応えることができるようインターネットを利用した情報提供を行う。

#### 14. 地域生活支援事業

##### ・福祉用具貸出事業

在宅要介護者の利便を図るために、本会にある福祉用具の貸し出しを無料で行う。

手動Sベット …… 2台

電動Sベット …… 4台

車イス …………… 8台

- ① 福祉用具の貸し出し状況を明確にするための貸出帳の整備
- ② 地域包括支援センター等、関係機関との連絡調整

#### 15. 心配ごと相談

住民の各種の相談に応じるとともに、相談を通じて見出された課題に対して、ニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を行うなど、継続して対応にあたる。問題解決のために必要な相談機関との連携を図り、各種情報の収集整理を行う。

- ① 電話相談
- ② 他機関との連携  
専門的分野の相談については、必要に応じた機関との連携
- ③ 民生委員児童委員との連携

#### 16. 福祉教育・ボランティア活動

##### (1) 福祉教育、ボランティア活動、地域福祉の推進事業の実施

町内小学校（3校）、中学校（3校）と連携し、福祉活動に取り組むことで、児童、生徒に福祉の心が育つことを期待し、地域とのつながりを重視したボランティア活動を推進する。

- ① 学校訪問活動（随時）
- ② 助成金の交付

##### (2) ボランティアセンター機能の推進

ボランティア関係情報の収集、提供をはじめ、ボランティアの需給調整、研修の場の確保等を行い、新たな分野へのボランティア活動の開拓と支援を行う。

- ① 相談、登録、あっせん活動
- ② ボランティア保険の加入手続き
- ③ 広報、啓発活動
- ④ ボランティアグループの活動支援
- ⑤ 町内の福祉施設との情報交換

##### (3) 災害ボランティアセンター体制強化

南海トラフ地震等の大規模災害発生後、迅速に地域住民の生活復旧・復興に着手できるように、災害ボランティアセンターの設置・運営体制の強化を行う。

- ① 初期行動計画の策定及び発生直後の情報連絡の整備
- ② 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの活用

#### 17. 共同募金及び歳末たすけあい事業

##### (1) 赤い羽根共同募金配分金事業

10月1日から始まる赤い羽根運動をPRするため、町内で街頭募金を実施しスタートする。併せて地区委員さんの協力のもとに各家庭の協力を得て募金活動を実施する。

- ① 共同募金の推進実施時期 …… 10月～12月  
街頭募金 …… 10月
- ② 共同募金の事業（配分金）  
老人福祉（体育、芸能大会）への支援  
一人暮らし老人の集いへの支援 …… 11月  
中・高校生ボランティア活動への支援

母子・父子福祉  
対象家庭への新入学児童お祝金の支給  
福祉教育  
福祉協力校への助成・支援、ボランティア活動への助成、支援等

(2) 歳末たすけあい配分金事業

歳末たすけあい配分金を有効に活用し、心温まるお正月を迎えてもらうために配分活動を行う。

- ① 推進委員会の開催
- ② 低所得世帯であって常時、紙パンツ、紙オムツを必要とする方に民生委員を通じて現品を援助
- ③ 生活困窮者、災害被災者への援助

18. 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付制度（高知県社会福祉協議会資金貸付事務委託契約）

この制度は、他の融資制度や給付制度を利用できない低所得者や障害のある方のいる世帯等を対象に、必要な資金の貸付けと必要に応じた援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度。

- ① 生活福祉資金貸付制度の啓発  
厳しい雇用経済情勢の中で、今後も失業者、低所得者の増加が見込まれ、そのため、これらの方々に対するセーフティネット施策のひとつである生活福祉資金貸付制度は、活用しやすく、効果的な支援が行えること  
利用できる世帯は、低所得世帯、障害者世帯及び65歳以上の高齢者のいる世帯
- ② 貸付相談に対する迅速な対応
- ③ 民生委員児童委員との連携
- ④ 生活福祉資金滞納者に対する償還指導
- ⑤ 貸付資金の経理に関する明確化  
「生活福祉資金の種類」…… (ア) 総合支援資金  
(イ) 福祉資金  
(ウ) 教育支援資金  
(エ) 不動産担保型生活資金

19. 小口福祉資金貸付事業

一時的に生活に困窮している世帯に対し生活の安定を図るため、応急的な経済援助を図るために小口資金を貸し付け、もって福祉の推進に寄与することを目的とする制度。貸付の対象は、町内に居住する世帯で貸付を受けることによって、生活安定の一助となると認められる者に対して行う。

- ① 小口福祉資金制度の啓発  
貸付限度額 …… 10万円以内  
貸付金の使途 …… 教育、自立更正、就労等の支度、疾病の治療等、生活上緊急に必要な費用
- ② 貸付相談に対する迅速な対応
- ③ 民生委員児童委員との連携
- ④ 滞納世帯に対する償還指導
- ⑤ 資金の経理に関する明確化

20. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

福祉サービス利用援助事業の利用者に対する援助

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者とは本会との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行う事業で、利用者に代わって、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理等を本会に登録されている「生活支援員」が行う。

- ① 福祉サービス利用援助事業の啓発
- ② 対象者  
日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方

- ③ 福祉サービス利用援助及び日常的金銭管理  
     利用料 …………… 1時間 1,500円  
     書類保管利用料 …… 1年間 6,000円
- ④ 専門員 …… 3名配置 (兼務)
- ⑤ 生活支援員の確保及び育成
- ⑥ 成年後見制度への適切な移行

## 2 1. 福祉団体等の活動支援

### (1) 民生委員児童委員協議会

地域に根ざした民生委員児童委員の相談援助活動と本会の機能をつなぐことで、具体的な地域住民の暮らしの援助を行う。

- ① 小地域ネットワーク活動の推進
- ② 在宅要援護者への相談活動
- ③ 児童、生徒の健全育成のための活動援助
- ④ 調査活動
- ⑤ 生活福祉資金の利用援助
- ⑥ 各種研修会への参加援助

### (2) 老人クラブ連合会

町内に14の単位老人クラブがあり、高齢者の健康と生きがいをづくりの組織的な活動母体としての団体で、地域支え合いのボランティアとしての役割も期待されることから、連動した活動が必要である。

- ① 友愛訪問活動と環境美化の推進
- ② 各種研修会への参加援助
- ③ 健康と生きがいをづくり活動の推進
- ④ 運動会等広域事業への参加

### (3) 障害者協議会

障害のある人達の当事者団体として、福祉ニーズの発見、支援のための方策をとるにも検討する障害者の社会参加を促進するための行事、研修を行う。

- ① 会員加入のための啓発及び事業の広報
- ② 地域交流のための行事企画実施援助
- ③ 研修会への参加援助
- ④ 運動会等広域事業への参加
- ⑤ 身体障害者相談員、知的相談員との連携
- ⑥ 町外の障害者団体との連携

## 2 2. 大野見保健福祉センター管理業務事業 (平成26年4月～)

本会大野見支所が大野見保健福祉センターの管理を行う。

業務の内容

- ① オムツなどの介護用品の販売
- ② 保健福祉センターの部屋の予約等

## 2 3. 中土佐町受託事業

### (1) 寝具類洗濯乾燥、消毒サービス事業

高齢者及び障害者の寝具類の洗濯、乾燥並びに消毒を行うことにより、清潔で快適な生活を支援し、もって在宅福祉の推進を図ることを目的とする。(ただし、自分でできたり、家族がしてくれる方は対象外)

- 対象者 ……
- ① 概ね65歳以上の高齢者世帯に属する者
  - ② 介護認定の要介護3以上の被保険者で在宅介護を受けている者
  - ③ 身体障害者
  - ④ 町長が特に必要と認めた者

※行政、地域包括支援センターと連携し、実施する

#### ① 実施方法

- 一会計年度に2回以内 利用料金及び利用者の負担(1枚当たり消費税込み)
- 敷布団 (シングル) …… 2,916円 非課税(583円) 課税(875円)
  - 掛布団 (シングル) …… 2,916円 非課税(583円) 課税(875円)

- 毛 布 (シングル) …………… 648円 非課税 (130円) 課税 (194円)
- ② サービス事業利用募集 (制度の啓発)
  - ③ 利用申請
  - ④ サービス調整会議
  - ⑤ 決定及び通知
  - ⑥ サービス事業実施委託契約
  - ⑦ サービスの提供及び報告
  - ⑧ 委託料の請求、支払い

(2) 日常生活援助サービス事業

家事等が困難な高齢者に対して、日常生活援助を支援することにより、在宅生活の推進を図ることを目的とする。

- ① 家事、買い物、家屋の軽微な修理、話し相手等の日常生活を営むうえで必要なもの
- ② その他町長が、この事業により実施することが適当と認めた者
- ③ サービスの利用は、週2回を限度
- ④ 町内に住所を有し家事等が困難な概ね65歳以上の高齢者
- ⑤ 行政、地域包括支援センター、シルバー人材センター (シルバーヘルパー) との連携
- ⑥ 制度の啓発
- ⑦ 利用申請
- ⑧ サービス調整会議
- ⑨ 決定及び通知
- ⑩ 利用者の負担
- ⑪ 委託料の請求、支払い

日常生活援助基本サービス (1時間当たり) …… 町民税非課税世帯………… 200円  
町民税課税世帯…………… 300円

(3) 要援護高齢者等入浴サービス事業

デイサービス終了後、要援護高齢者等で入浴サービスが必要な人に提供する。

- ① 入浴日及び入浴時間 …… 女性 (月、水、金) 男性 (火、木、土)  
午後4時から午後6時まで
- ② 入浴料金 …… 大人 (中学生以上) 300円・小学生 150円
- ③ 行政、シルバー人材センターとの連携 (シルバー人材センターに業務委託)
- ④ 入浴施設従事者 (シルバー人材センター)  
従事者の用務 …………… 入浴料金の徴収、浴室洗浄、清掃及び水管理  
賃 金………… 月曜日～金曜日 2,700円/回  
土曜日 4,300円/回
- ⑤ 委託料は、事業実施に係る必要経費 (人件費、燃料費、光熱水費及び事業者保険料)

(4) 中土佐町認知症施策総合推進事業 (認知症サポーター活動の推進)

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援等を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人やその家族への効果的な支援を行うことが重要である。

このため、中土佐町認知症施策総合推進事業を受託することにより、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関等をつなぐコーディネーターの役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。

(5) 中土佐町養育支援訪問事業 (平成27年7月～)

養育支援が特に必要であると中土佐町長が判断した家庭を訪問し、家庭内での養育環境を整えるため育児、家事等の援助を行う。

業務の内容

- ① 基本的な生活習慣にかかる援助
- ② 近隣住民等との対人関係づくりへの援助

## 24. 介護保険関連サービス事業

### (1) 訪問介護事業所

#### 事業の目的

- ① 訪問介護 …… 要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する
- ② 介護予防訪問介護 …… 要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防訪問介護（総合事業）を提供する
- ③ 障害者総合支援 …… 支給決定を受けた障害者又は障害児に対し、適正な居宅介護、重度訪問介護及び同行援護を提供する
- ④ 子育て支援事業
- ⑤ 移動支援事業

#### 運営方針

- ① 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う
- ② 要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う
- ③ 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う
- ④ 営業日及び営業時間
  - ◎ 営業日 …… 日曜日から土曜日まで  
ただし、天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く
  - ◎ 営業時間 …… 午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、サービス提供時間は午前7時から午後9時までとし、常時電話等により、連絡可能な体制をとる
- ⑤ 職員体制
  - 管理者 …………… 1名（介護福祉士）
  - サービス提供責任者 …… 1名（介護福祉士）
  - 日給ヘルパー …………… 5名
  - 時給ヘルパー …………… 5名

#### ⑥ 利用者の状況（平成28年12月31日現在）

状態区分	要支援	要介護Ⅰ	要介護Ⅱ～Ⅴ	自立支援	同行援助	合計
人数(名)	15	11	14	6	4	50

#### 業務内容

- ① ヘルプサービス（身体介護、生活援助）
- ② 書類作成（訪問介護計画書、介護予防計画書、実績報告書、評価表等）
- ③ 実績入力—請求処理（介護保険、介護予防 自立総合事業）
- ④ 各関係機関との連絡、サービス調整、担当者会

### ※ 今年度の取り組み

- ① 訪問介護員の資質向上
  - 質の高いサービスが提供できるよう職員は、自己研鑽に努めるとともに、各種研修会、講習会等への積極的な参加や定期的な職員ミーティングや内部研修を実施し、資質の向上を図る。また、同一なサービスが提供できるように情報交換等を行いより良いサービスが提供できるように努める
- ② エリア拡大による収益の増加
  - 須崎市一部へのエリア拡大による利用者の増加を図る
- ③ 人材確保、定着及び育成
  - 運営状況にあった人材の配置の整備をすることにより、安定した稼働ができるように努める。また、次世代を見据えた人材の定着、人材育成に努める

### (2) 通所介護事業所（予防通所介護を含む）

#### 運営方針

要介護を必要とする利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介助及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図るよう援助を実施する。

#### 業務内容

- ① 日常生活上の援助（日常生活動作の能力に応じて、必要な介助を行う。）



⑥ 居宅介護支援事業所事業所別利用状況（平成29年1月末）

本 会 ……………男性 1名 女性 1名

大野見福社会 ……男性 1名

※ 今年度の取り組み

安全、快適な入浴、また、利用者のニーズに合わせた入浴介護サービスを図る。また、介護者の状況なども確認しつつ、在宅生活が継続していけるように支援する

(4) 指定居宅介護支援事業所

運営方針

介護を必要とする方の人権を尊重して、住み慣れた自宅で自立した日常生活を営むことができるように居宅介護支援サービスの提供など居宅介護の支援を行う。

業務内容

- ① 居宅介護支援事業所は、介護を必要とする方とその家族のために、介護支援専門員が介護に関する相談を受け状況に応じたアドバイス、介護プランの作成などを行い、利用者の選択により保険医療サービス、福祉サービス施設及び関係機関との連絡・調整を行う
- ② 居宅介護支援にあたり、利用者・家族が置かれている環境等に応じて、常に利用者の立場に立ち、利用者が可能に限りその居宅において、その能力に応じ自立した生活が安心して送れるよう、地域住民の自発的活動も含め適切な指定居宅介護支援を提供するように努める
- ③ 職員体制  
管理者 …………… 1名（介護支援専門員兼務）  
介護支援専門員 …… 2名
- ④ 営業日及び営業時間  
◎ 営業日 …… 月曜日から金曜日まで  
ただし、祝祭日及び12月29日から翌1月3日までを除く  
◎ 営業時間 …… 午前8時30分から午後5時15分まで  
夜間休日・夜間休日にも利用者に危害があった場合は、連絡がとれる体制を保ち利用者、家族がいつでも相談できる体制を継続する

※ 今年度の取り組み

- ① 介護保険制度の動向や圏域の福祉情勢を把握し、事業の円滑化に努める
- ② 介護支援専門員として専門研修、その他研修に参加し、知識、技術を高め信頼される介護支援専門員をめざす
- ③ 地域包括支援センター、各サービス事業所との連携を強化し、よりよいサービスを利用者に提供できるよう努める
- ④ 介護支援専門員3名専任体制を維持し、新規利用者を多く確保する
- ⑤ 介護支援専門員同士の困りごとがあれば相談ができる環境づくり、身体的な負担を抱え込むことがないよう、職場環境の改善に努める
- ⑥ 居宅介護事業所として現在の体制にて、算定可能な加算を取得していく

25. 障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）関連事業

（\*障害者総合支援法：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）  
法改正（基本理念） …… 日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 障害者地域生活支援事業…………… 中土佐町受託事業

・中土佐町地域活動支援センター「つどい処」

創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とする。

- ① 実施する地域 …… 中土佐町
- ② 対象となる方 …… 町内に住所がある障害者及び町長が必要と認める者
- ③ 定 員 …………… 20人
- ④ 職員配置 …………… 管理者 1名（精神保健福祉士・常勤）

相談支援専門員 2名（常勤1名 兼務1名）  
相談支援員 3名（常勤2名 兼務1名）

⑤ 開所日及び開所時間

◎開所日 …… 月曜日から金曜日まで  
ただし、祝祭日及び12月29日から翌1月3日までを除く  
（事業によっては、土・日に開所することがある。）

◎開所時間 …… 午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、サービス提供時間は午前9時から午後4時まで

⑥ 基礎的事業

- ・集える場の提供
- ・創作的活動支援・生産活動
- ・スポーツ・レクリエーション活動支援
- ・他地域の当事者との交流活動
- ・地域住民・ボランティアとの交流事業等
- ・ボランティアの育成・活動の場の提供（ボランティアセンターとの連携）
- ・地域で障害のある方が好きな事や得意な事を活かし活躍できる機会の提供

⑦ I型事業

- ・金銭管理支援サービス
- ・個別支援
- ・高次脳機能障害の本人・家族のミーティング事業の運営への支援などセルフヘルプ活動に関する支援
- ・障害保健福祉についての啓発活動等

⑧ 相談支援事業

方 法 …… 面接・訪問・電話など  
内 容 …… 生活全般に関する相談  
福祉サービスを利用するための情報提供  
権利擁護のために必要な援助  
セルフヘルプ活動に関する支援  
その他情報提供に関する支援

⑨ その他の事業内容

- ・障害児長期休暇支援事業
- ・避難訓練・災害学習等
- ・中土佐はたらくチャレンジプロジェクト

(2) 障害者相談支援事業 …… 中土佐町受託事業

・中土佐町相談支援事業所

障害（児）者、並びに難病対象者、またその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービス利用支援等の必要な支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障害者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

- ① 日常生活全般にわたる相談
- ② 福祉サービスの利用援助
- ③ 社会資源を活用する為の援助
- ④ 社会生活力を高めるための援助
- ⑤ ピアカウンセリング
- ⑥ 権利擁護のために必要な援助
- ⑦ 専門機関の紹介
- ⑧ アセスメント（支援するうえで解決すべき課題の把握）の実施
- ⑨ サービス利用計画原案の作成
- ⑩ サービス担当者会議の開催
- ⑪ モニタリング（サービス利用計画の実施状況の把握）の実施
- ⑫ 地域移行・定着支援
- ⑬ その他必要な相談支援については、町と協議のうえ実施する
- ⑭ 職員配置 …… 管理者 1名（事務局長兼務）  
相談支援専門員 3名（常勤1名・兼務2名）  
相談支援員 1名（常勤）

⑮ 開所日及び開所時間

- ◎ 開所日 …… 月曜日から金曜日まで  
ただし、祝日及び12月29日から翌1月3日までを除く
- ◎ 開所時間 …… 午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、サービス提供時間は、午前9時から午後5時まで  
地域定着支援の受給者等、必要な場合は  
( 24時間体制の支援を行うことができる )

(3) 指定就労継続支援B型事業所「鯉乃國の萬屋」

事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑なる指定就労継続支援（B型）提供を確保する事を目的とする。

運営方針

利用者が通所により、自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう就労の機会を提供する。さらに、一般就労への移行に向けて、利用者に対し必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを適切に行う。

- ① 勤める場としての事業所を就労の場、並びに社会的役割を担う場としての取組みを実施し、必要に応じて関係機関と連携しながら、一般就労に向けた支援を行う  
各事業ともにサービス提供時間は、基本は午前9時から午後3時までの時間帯の内とする

(ア) リサイクル事業

ストックヤード施設において「火・水・木・金」曜日の週4日、資源物の搬入日程に合わせて『缶・ビン・古紙・古布・発泡トレイ・ペットボトル等』のリサイクル作業を行い、資源ごみの分別や、中間処理、保管などの作業を通じて町の環境づくりの役割を担う

また、集荷資源物量の変動により作業量が変動し、就労意欲の保持や一般就労につながる能力開発のための新規作業の導入などに向けての取組みを強化する

(イ) 店舗事業

鯉乃國のめし家「萬や」において「火・水・木・金・土」曜日の週5日、仕込み、接客、清掃、調理、配膳などの作業を行い、地域とつながり、さまざまな対人コミュニケーションの場を通じて、鯉乃國の町づくりに参加する

お客様や応援してくれる地元の方々に対して、メンバーと職員みんなで「ありがとう」のあふれる店づくりをめざす

お弁当販売や出張販売も行う

(ウ) たれづくり事業

基盤整備事業により建築された「たれ工房」において、必要に応じ、店舗使用のたれの製造を行い、また、注文に応じてたれ3種（井たれ・ちり酢・ドレッシング）のビン煮沸、ビン詰め、たれ仕込み、ラベル貼りなどの作業を行い、手づくりの商品として製造、販売を行う

(エ) 自動販売機清掃

地域において屋内設置の自動販売機は4ヶ月に一度、屋外設置の自動販売機は3ヶ月に一度のペースで清掃作業を行う

(オ) 「よろずai」製造販売事業

販売状況により作業日程を組み、適宜、毎週または隔週1回の作業日程とする

生活環境クリーナー「よろずai」の製造、ボトル詰め及びラベルづくり等の軽作業他を行い、環境保全の役割を担える場として、海や川がきれいになる町づくりに参加する

(カ) その他事業

利用者数の増減、個々の高齢化に伴い変化・増加するニーズに応えるため、新たな作業を模索・検討・試行する（事業内容により個々の日程となる）

- ② 集まる場所・交わる場所としての事業所

各事業において、ミーティング・部署会及び月1回の事業所全体の所内会を実

施、利用者相互が意見を出し合い、理解し合い、事業所全体として話し合える場を大切にする。また、交流を深め、社会見学・体験のための日帰り研修旅行・季節行事などを実施する。

共に生きる町づくりに向けて、事業所を人と人との交わる場、お互いがお互いを認め合う場として位置づけ、下記の取り組みを行う

- (ア) 小学生との交流  
小学生との交流を通じて障害、環境についての理解を深める
- (イ) 環境学習の受け入れ  
リサイクル作業の見学、実習の受け入れを行う
- (ウ) 店舗における交流  
接客を通じて地域の方々と交流を行う
- (エ) その他の交流  
事業所・医療機関・ボランティアなど地域との交流を行う

③ 開所日及び開所時間

◎開所日 …… 月曜日から土曜日まで

(12月29日から翌1月3日までを除く)

\*ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、上記にかかわらず開所し、又は休所することができる

◎開所時間 …… 午前8時30分から午後4時まで

\*ただし、管理者が必要と認めた場合は、開所時間を延長又は短縮することができる